

## 重要事項説明書(令和 8 年度)

### 1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 都田会
所 在 地	静岡県浜松市浜名区都田町 6497 番地の 1
電 話 番 号	053-428-3208
代 表 者 氏 名	理事長 前田龍慧

### 2. 利用施設、定員等

施設の種類、名称	幼保連携型認定こども園 みどりのもり都田					
施設の所在地	静岡県浜松市浜名区都田町 6497 番地の 1					
連絡先	053-428-3208					
管理者	園長 下原直美					
開設年月日	昭和 44 年 6 月 1 日 都田保育園認可 平成 30 年 4 月 1 日 認定こども園移行認可					
対象児童	満 3 歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満 3 歳未満の乳幼児					
利用定員	195 名					
1 号認定 (15 名)	満 3 歳以上の小学校就学前子どもの内、2 号認定以外の子ども					
2 号認定 (110 名)	満 3 歳以上の小学校就学前子どもの内、保育を必要とする子ども					
3 号認定 (80 名)	満 3 歳未満で保育を必要とする子ども					
内 訳	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
1 号認定			2	3	5	5
2 号認定				34	34	34
3 号認定	19	27	32			

2 みどりのもり都田(以下「当園」という)は、1 号認定での利用については、園の運営方針・教育保育の理念等に十分な理解のある方を対象とし、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じます。

- (1) 利用定員に空きがない場合
- (2) 利用定員を上回る利用の申込みがあった場合
- (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、当園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

3 1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合、①から④の優先順位に基づき選考を行い、面接を行ったうえで園長が入園者を決定する。

- ① 都田中学校区内に居住する保護者の子ども及び祖父母の孫
- ② 当園に在籍または当園を卒園した子どものきょうだい
- ③ 都田中学校区内に就労している保護者の子ども
- ④ 園長の判断により内定された子ども
  - ・今後①～③に該当すると見込まれるもの
  - ・定員に満たない場合、①～③の基準以外のもの

### 3. 施設・設備の概要

#### (1) 施設

敷地	敷地面積	4290.50 m <sup>2</sup>
	園庭面積	1204.91 m <sup>2</sup>
園舎・本館	建築構造	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺二階建
園舎・新館	建築構造	鉄骨造り合金メッキ鋼板葺二階建
園舎	建築面積	1247.01 m <sup>2</sup>
	延床面積	1601.64 m <sup>2</sup>

#### (2) 主な設備

設備	部屋数	設備	部屋数
乳児室	1	遊戯室	1
ほふく室	1	調理室	1
保育室	8	多目的支援室	1
異年齢保育室	1		

### 4. 職員体制（令和8年4月予定）

職種	員数	常勤	非常勤
園長	1	1	
事務長	1	1	
教頭	1	1	
副園長	1	1	
主幹保育教諭	2	2	
副主幹保育教諭	2	2	
保育教諭	24	19	7
その他	6	1	3

※在園児数に応じて、職員数は変動する場合があります。

※献立作成・調理業務等は、株式会社魚国総本社に委託しております。

## 5. 施設の目的・運営方針

当園は、乳幼児期における教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。
- (2) 教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行います。
- (3) 子どもの属する家庭や、地域の様々な社会資源と連携を図りながら、子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

## 6. 教育・保育の理念、方針、目標

### 教育・保育の理念

豊かな心を持ったたくましい子ども～心ゆたかに～

### 教育・保育の方針

- (1) 一人ひとりの子どもを十分に認め、自己肯定感を育みます。
- (2) 子どもが目を輝かせて遊び込み、自己発揮できる人的・物的環境を整えます。
- (3) 日々の生活及び様々な体験を通して子どもの感覚を養い、感性を育み、生きる力の基礎作りに励みます。
- (4) 地域の中において、子育て支援の機能を充実させ、地域社会から愛される「子どもの苑」として保護者の子育てを支えます。

### 教育・保育の目標

- (1) たくましい からだ
- (2) やさしさ、思いやり、健康な心
- (3) 自ら考え判断し、創り出す子

7. 教育・保育を提供する日及び提供時間

浜松市から受けた教育・保育給付認定区分ごとに、以下の通り利用可能日(休園日)及び利用可能な時間帯が異なります。

	1号認定	2号認定	3号認定
提供する日	休園日を除く月曜日 から金曜日	休園日を除く月曜日から土曜日	
休園日	土曜日、日曜日、祝 祭日及び年末年始 (12月29日～1月 3日)・夏季保育し らべ期間・春季保 育しらべ期間・園長 が必要と認めた日※1	日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日 ～1月3日)、園長が必要と認めた日※1	
提供する時間	8:30～16:00 教育標 準時間は概ね5時間	保育標準時間 7:00～18:00 (最大11時間) 保育短時間 8:00～16:00 (最大8時間)	
預かり保育	7:30～8:30 16:00～18:00	-	
延長保育	-	保育標準時間 18:00～19:00 保育短時間 7:00～8:00/16:00～19:00	

※1 非常災害その他急迫の事情があるときは、浜松市と協議の上、特定教育・保育を行わない場合があります。

**●実際に保育を提供する日及び時間は、就労及びその他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議の上で個別に決定させていただきます。**

8. 利用料金及び支払い方法

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

浜松市が定める利用者負担額(月額)を当園にお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別紙1に掲げる費用を負担していただきます。

(3) 支払い方法

口座振替により、毎月引き落としとなります。口座振替には、「しずおかワイドネットサービス(別紙2)」を活用します。口座振替手数料(ワイドネット利用料)は、利用者負担となります。利用料の支払いが、2カ月以上滞納となった場合には、督促状を発行いたします。督促状を受け取った際は、発行月の翌月までに当園が指定する口座に振込手数料を利用者が負担し、振り込むこととします。正当な理由がなく、利用料の支払いがない場合は、退園勧告をさせていただきます。ご了承ください。

## 9. 利用開始及び終了に関する事項

特定教育・保育の提供の開始に際しては、予め重要事項を記載した書面により、児童の保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2.2・3号認定子どもについては、浜松市の利用調整に基づき、あっせん及び要請を受けたものに対し、面接を行ったうえで、利用を開始させるものとする。

3.当園の児童が次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- ①利用児童が1・2・3号認定子どもに該当しなくなった時(卒園含)
- ②利用児童の保護者から当園の利用に係る取り消しの申し出があった時
- ③利用の継続が不可能であると、浜松市が認めた時
- ④その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じた時

4.転園、休園を希望する時は、所定の用紙により園長へ申し出るものとする。

## 10. 嘱託医等

	内 科	歯 科	薬 剤 師
医療機関等	金城こどもクリニック	平松歯科医院	薬剤師
氏 名	金城健一	平松英樹	鈴木宏昭
所 在 地	浜名区平口 210-1	浜名区新都田 2-1-12	---
電 話 番 号	053-545-3911	053-428-2626	---

内科健診/年2回・歯科健診/年1回・視力検査/年1回

※当園が指定する健診日に欠席した場合は、後日園医クリニックを受診し、当園が定めた用紙にて嘱託医の証明を受けていただきます。

## 11. 緊急時の対応

児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先若しくは医療機関等へ速やかに連絡を行います。緊急連絡先は、よりつながりやすい電話番号順に優先順位をつけてご記入、ご提出いただきます。なお、台風等の災害が発生し、浜松市から避難情報・警戒レベル3以上が発令された場合には、【資料1】に従った対応となります。

## 12. 入園時に必要な書類

- (1) 家庭調査票…児童の家族構成、体調、生育歴、生活習慣等を確認するもの
- (2) 緊急連絡票…緊急時、迅速に保護者と連絡がとれる電話番号を確認するもの
- (3) 同意書…重要事項の確認及び個人情報の取扱いについての確認するもの
- (4) 預金口座振替依頼書…保育料等の納入に必要な書類
- (5) その他、当園が必要とする書類

13. 当園と保護者の連絡について

- (1) 園内や家庭での状況を相互に連絡し合うために、こども施設向け ICT ソフト「コドモン」(以下、「コドモン」という)を活用します。
- (2) 掲示板に、資料や子どもたちの作品等を掲示します。

14. 非常災害時の対策

当園では、非常災害時には別途定める消防計画書により対応します。

防 災 設 備	○消火器 ○自動火災報知設備 ○誘導灯 ○避難器具 (はしご) ○カーテン・敷物・建具等の防災処理 ○非常警報装置
防 災 訓 練	防災訓練は以下いずれかの内容を、毎月1回以上実施します。 ○消火 ○通報 ○避難
避 難 場 所	第一次避難場所：みどりのもり都田 園庭 第二次避難場所：都田小学校
不 審 者 対 策	年一回以上

15. 要望、苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

相 談 窓 口	苦情受付担当者	主幹保育教諭 山崎惟
	苦情解決責任者	園長 下原直美
	相 談 時 間	開園時間内 ただし、電話対応は 9:00~16:00
	電 話 番 号	053-428-3208
第 三 者 委 員	当 法 人 監 事	杉山晴康 053-461-5683
	弁 護 士	橋本裕子 055-987-8829

担当者が不在の場合は、その他職員までお申し出ください。

また、要望・苦情等に係る投函箱を、本館1階玄関ホールに設置しております。

16. 個人情報の使用について

当園では、個人情報保護方針(別紙3)を作成し、個人情報の保護に努めています。業務上知り得た児童及びその家族に関する個人情報は、児童又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等の正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等の機関からの命令による場合及び別に定める文書(情報提供同意書)により同意する場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、当園利用中及び利用終了後においても、第三者に対し秘匿します。職員は、在職中及び退職後、業務上知り得た児童及びその家族の個人情報の保護に努めます。また、開かれたこども園の推進を目的として、児童の作品・活動写真等を当園のホームページ、SNS、動画配信アプリ「てのりの」、パンフレット、保育雑誌等への掲載及び教育・保育研究活動の資料に使用させていただきます。写真掲載等に制約がある方は、園長までお申し出ください。

## 17. 児童虐待に対する措置

- (1) 当園及び職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めると共に、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合及び職員による虐待を発見した場合には、関係機関に通報を行う義務があります。
- (2) 職員は児童虐待法を遵守し、児童に対して身体的・性的・ネグレクト・心理的虐待を防止するために、職員研修を定期的に行います。

## 18. 土曜日保育について

- (1) 保育時間は 7:00～18:00 までです。
- (2) 土曜保育の申し込みは、利用希望日の前月の 25 日が締切となります。

## 19. 写真等の取扱いについて

園内（園の敷地外での行事を含む）での写真等に伴う個人情報の取扱いについて、個人で撮影する写真及び園から提供される写真やデータ等について、以下の事項を遵守していただきます。

- (1) 自身の子ども以外の人顔がわかる写真等を、本人又はその保護者の同意なく第三者へ渡さない。
- (2) 自身の子ども以外の人顔がわかる写真等を、本人又はその保護者の同意を得ずに SNS 等（LINE やブログ、Instagram 等）に掲載や転送しない。
- (3) 写真等の漏洩が起こった場合には、保護者同士で解決し、園の責任は問わない。（当園から漏洩が生じた場合は除く）

## 20. その他（詳細は園生活のしおり参照）

### (1) 登降園

- ・欠席をする場合や送迎時刻・送迎者が通常と異なる場合は、9:00 までに「コドモン」にてご連絡ください。連絡がない場合には、確認の連絡をします。
- ・駐車場内は最徐行で進みましょう。車から離れる場合は、盗難・事故防止の為、エンジンを止め、鍵を閉めましょう。
- ・車内に小さなお子さまを残すことは大変危険です。絶対におやめください。
- ・お子さんと必ず手をつなぎ、歩道・横断歩道をご利用ください。
- ・駐車場で発生した事故・事件について、当園は一切の責任を負いかねます。送迎をする全ての方に、駐車場で決まり事についてお知らせください。
- ・門扉の開閉は、必ず大人が行いましょう。また、登降園時に遊具等で遊ぶことは禁止です。登降園の際、園庭や門扉周辺、駐車場周辺におけるお子さんの安全は、保護者の方の責任でお願いいたします。

(2) 持ち物

- ・全ての持ち物に、はっきりと名前を書いてください。
- ・食べ物やおもちゃの持ち込みは禁止です。
- ・集団生活に相応しくない衣服の着用は禁止です。
- ・活動に合わせて弁当のご用意をお願いする場合がございます。(土曜含む)

(3) 保健衛生・健康

- ・当園は、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版/2023年5月一部改訂/10月一部修正/こども家庭庁）」をもとに、必要に応じた取り組みを行っております。
- ・感染症の蔓延、重症化、合併症の発症を防ぐために、体調不良時には早めの受診と十分な休養をとることをお勧めしております。
- ・感染性の強いウイルス（インフルエンザやノロウイルス、新型コロナウイルス等）につきましては、同居の家族で発症者がいる場合も、お子さんの健康状態に留意し、ご配慮願います。
- ・児童が感染症に罹患した場合、児童の健康状態がこども園での集団生活に適応できる状態まで回復していることを確認するために、疾患の種類に応じて「意見書（医師記入）」か「登園届（保護者記入）」の提出が必要となります。
- ・保育中に体調の変化がある場合は、緊急連絡先の優先順位に従って電話連絡し、お子さんの状態・状況をお伝えします。保護者の皆さまに置かれましては、お迎え又は保育継続等のご判断をお願いいたします。症状によっては、緊急にお迎えをお願いする場合がございますこと、ご理解ください。
- ・感染予防の為に、嘔吐物、排せつ物、血液がついた衣類や持ち物は洗わずにビニール袋に入れてお返しします。
- ・食物アレルギーに伴う除去食には、医師の指示に基づいて対応します。
- ・与薬は医療行為に当たるため、原則行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、対応いたします。
- ・予防接種につきましては、計画的に接種しましょう。

(4) 園の対応・約束事

- ・入園の際は、当園の指定する期間「慣らし保育」を実施していただきます。入園前の慣らし保育には、対応しておりません。
- ・家庭状況に変化があった場合は、速やかに園長までお申し出ください。  
(就職・離職・転職・転居・離婚・再婚・同居・別居・入院等)

※2号3号認定の子どもの保護者が離職した場合、90日以内に新たな職場の就労証明書を市へ提出する必要があります。

- ・職員への贈答品、お心づけにつきましては、辞退させていただきます。
- ・当園敷地内は全面禁煙です。

(5) お子さまをお預かりする上でもっとも大切な点

『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』は「幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標」の中で、「幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。」と定めています。「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私ども「みどりのもり都田」が皆さまのお子さまをお預かりする上で、園と保護者の皆さまとの長期にわたる信頼関係を構築していることが前提となります。つきましては、集団の中でお子さまをお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

- ① こども園は子どもたちがそれぞれにかかわり合いながら、様々なことを試し、興味を広げ育っていく場所です。活動に伴うケガ（顔・歯・目のケガ、骨折等も含む）や、かかわり合いに伴うかみつきやひっかけ、ケンカなどは起こります。また、保育者の職務は子どもとかわることで育ちを促すことであり、子ども一人に保育者一人がついているわけでもありません。怪我を予防できないことや子どもの怪我が起こる状況の把握ができないことも多々あります。
- ② こども園は子どもが集団で過ごす場所であり、「子どもの最善の利益」とは、「こども園で過ごす子どもたちの最善の利益」でもあります。お子さまは日々、集団の中で生活しているという点を認識していただき、集団保育や他の子どもたちに望ましくない影響が起こりうることはお控えください。例えば、医療・宗教上の理由がない特別扱い（食事・生活習慣・感染症発症時の登園・予防接種の未接種等）はできません。また、園の敷地内・駐車場・行事の会場等ではルールに従ってください。他の子どもたちやご家族、職員の写真等を許可なく撮る、撮った写真や個人情報等を許可なく使用するの禁止です。
- ③ お子さまをお預かりする上で重要な情報（家庭での発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での与薬・ご家庭や登園中に起きた怪我等）は、保育者がお尋ねしなくても、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆さまと園の信頼関係の基本となり、お子さまをお守りする基本となりますので、事実を隠す、事実と異なることを伝える等はなさらぬでください。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同じです。

- ④ お子さまの成長・発達に関する出来事、私どもが気づいた点は、どんなことであってもできるだけ明確にお伝えするように取り組んでいます。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになることや認めたくないとお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき（特にご家庭の環境とは異なる長時間の集団生活の中での気づき）は、お子さまの育ちと将来に深くかかわることも多々あります。私どもが言葉で説明することが難しい場合、又は言葉の説明だけでは状況をご理解いただくことが難しい場合には、必要に応じてお子さまの様子を動画撮影します。撮影した動画は、園が対応を検討する目的と、保護者の方と当園嘱託臨床心理士、自治体の発達支援担当者に見せる目的にのみ使用し、他の目的には一切使用しません。また、園からお伝えする内容等に保護者の方がご対応いただけない場合（虐待や発達に伴う課題等）、自治体関係部署に連絡通報することもあります。
- ⑤ 給食の異物混入・アレルギー食材の誤食・処方薬の誤与薬については、起こらないようにできる限り努めて参りますが、絶対に起こらないとお約束することはできない点をご了承ください。新鮮な食材を使って限られた時間で複数種類の食事（離乳食や除去食等）を調理していること、集団保育の中であること、医療を主目的とした場ではないこと、約 70 年前にできた保育士配置基準は個別対応以前のものであることが基本的な理由です。人的にミスをゼロにするというご要望にはお応えできません。
- ⑥ 医療的ケアが必要な場合は、浜松市と当園に必ずケアが必要な内容全てを担当医の診断書と共にお伝えください。医療的ケアには、人的・物的な割り振りが必要となりますので、お伝えいただかなかった症状、疾患、ケア等については対応出来かねる場合があります。
- ⑦ 子どもの衣服やカバンに保護者の方が録音機をつけて保育室内の様子を記録することはおやめください。職員の会話から、他のお子さんやご家庭のプライバシーが漏洩しかねません。当園では、各保育室、玄関、園庭等に見守りカメラを常設しておりますので、保育内容等につきまして疑問がありましたら、いつでも園長、第三者委員、または浜松市にお伝えください。

- ⑧ 各種感染症については、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版/2023年5月一部改訂/2023年10月一部修正/こども家庭庁）」をもとに対応します。集団生活の場ですから、飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を下げる取り組みとして、手洗い、流行時や流行が疑われる時の消毒、流行時のマスク着用等を行います。感染機会を下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診する、家庭で過ごすことをお勧めします。また、衛生の取り組みは、同ガイドラインをもとにし、過度な清潔を目指すことはしません。
- ⑨ 当園では、保育・教育の取り組みを通じて保護者の皆さまの子育ての支援をして参ります。しかし、保育者は保護者の方が家庭や職場で抱える問題や悩みについて援助・支援する専門家ではなく、そのような支援を子どもが担うことは大変危険です。家庭や職場の悩みは、自治体の専門相談部署あるいは医療機関にご相談ください。また、相談等で園に電話することはご遠慮ください。園の電話回線は、災害時等の緊急時に必要なものです。
- ⑩ 当園及び当園職員に対し、妥当性のない指摘や要求をする、あるいは妥当性にかかわらず不相当な言動や行動(カスタマー・ハラスメント)を保護者がした場合、警察、弁護士等の外部機関に相談し、協力を仰ぎながら毅然とした対応をとります。
- ⑪ 保育料や副食費等、定められた諸経費につきましては、滞りなく納めてください。

以上の点いずれかにつきまして、「子ども（たち）の最善の利益」という目標を果たし得ないと考えられる場合、当園としてはご要望その他をお受けしきれない場合及び、園と保護者の間の信頼関係構築に支障をきたす場合、または支障をきたすと予測される場合には、退園の勧告をさせていただく場合もありますこと、まずご理解ください。

別紙 1

利用者負担金等について

項 目	金 額	備 考
入 園 料	---	
保 育 料	市決定額	月毎に口座振替 登園の有無に関わらず、月の初日に在籍した場合は全額を納めていただきます
主 食 費	1.300 円/月	月毎に口座振替 1・2号認定子どもに係る給食費。月のうち1回でも飲食があれば、全額を納めていただきます
副 食 費	5.000 円/月	
教育環境充実費	1.000 円/月	月毎に口座振替 共同で使用する教材購入等、子どもたちに豊かな教育・保育を提供するための費用の一部を負担いただきます
保 健 衛 生 費	5.000 円/年	7月に口座振替 保健衛生用品購入、おむつ処理等、保健・衛生に係る費用の一部を負担いただきます
営 繕 費	5.000 円/年	12月に口座振替 施設整備等の費用の一部に充当 年度においては積み立てる場合がございます。上乘せ徴収(特定負担額)
預 かり 保 育 料	150 円/30 分	利用があった翌月に口座振替
延 長 保 育 料 18:00~18:30	150 円/30 分	利用があった翌月に口座振替
延 長 保 育 料 7:00~8:00/18:30~19:00	300 円/30 分	利用があった翌月に口座振替
振 替 手 数 料	165 円/月	費用の引き落としに必要な口座振替手数料

※年度途中入園の場合、保健衛生費は月割りで徴収させていただきます。

※新 2 号認定の預かり保育料は、上限額までが法定代理により市から施設に支給されます。

被服等購入費

午睡コット用シート	3.920 円	午睡する場合は全員購入	保育活動等で使用し、個人の所有物となるため
カラーキャップ	1.070 円	3歳児以上全員購入	
体操服(半パンツ)	3.000 円	3歳児以上全員購入	
体操服(半袖ポロシャツ)	3.700 円	3歳児以上自由購入	
体操服(長袖ポロシャツ)	4.300 円	3歳児以上自由購入	
通園カバン	5.000 円	3歳児以上自由購入	
そ の 他	実費	個人で使用する教材等は、実費徴収	

令和 8 年 3 月

## 別紙 2

### 保育料等の納入について

当園では保育料等の納入につきまして「しずおかワイドネットサービス」を導入しております。当園に入園するにあたり保護者の皆さまには、口座振替の手続きを行っていただきます。つきましては、「預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、個別面談時にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

#### ●しずおかワイドネットサービスとは

- ・静岡銀行が業務委託をしている「静銀経営コンサルティング株式会社」による代金収納代行サービスです。
- ・静岡県内のほとんどの金融機関からの口座振替が可能です。※スルガ銀行、メガバンク（三菱UFJ・三井住友・みずほ・りそな）・インターネット銀行は不可。
- ・1回の振替につき、「ワイドネット利用料」165円（税込）をご負担いただきます。
- ・1契約に1回あたりの「ワイドネット基本料金」3,300円は、当園にて負担いたします
- ・毎月の振替日は、18日です。（18日が休業日の場合は、翌営業日に振替）

#### ●預金口座振替依頼書

- ・預金口座振替依頼書記入例を参考にご記入ください。
- ・収納代行会社は、「1」の静岡経営コンサルティング株式会社となります。
- ・利用可能な金融機関につきましては、記入例裏面をご確認ください。
- ・記入後、預金口座振替依頼書（3枚複写）全てを園に提出願います。
- ・園にて確認後、訂正がある場合は返却します。速やかに再提出をお願いします。
- ・全て確認後、一部を保護者様控えとして返却します。
- ・保育料等の口座振替が始まりますと、摘要欄には「ミドリノモリ」と記載されます。

#### ●その他

- ・預金口座振替手続きの完了までは、金融機関の審査も含め、およそ2カ月必要です。入園当初の保育料等につきましては、振込依頼書を発行しますので、個々に振込をお願いいたします。（振込手数料は利用者負担となります。）
- ・保育料等の納入につきまして、ご不明な点等ございましたら、お気軽に本館1階事務室までお問合せください。

## 別紙 3

### 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

1. 個人情報の保護  
幼保連携型認定こども園「みどりのもり都田」（以下、「当園」という）は、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守し、個人情報の保護に万全を尽くします。

2. 個人情報の適正な取扱い  
当園は、個人情報を次に掲げる目的の範囲内で適正に利用します。個人情報保護法その他の法令により認められる場合やご本人（保護者）の同意が無い限り、目的の範囲を超えて個人情報を利用しません。

#### 利用の目的

- (1) 園児に提供する保育サービス
- (2) こども園の管理運営業務のうち
  - ・入園、登園、退園及び卒園時の管理
  - ・保育サービス改善のための基礎資料
  - ・こども園内において行われる学生の実習又はボランティアへの協力
  - ・専門機関との連携、医療機関への受診
  - ・小学校への円滑な移行、接続への連携
  - ・会計、経理
  - ・事故等の報告
- (3) 費用の請求及び収受に関する業務
- (4) その他、上記の利用目的に付随する目的

3. 個人情報の第三者提供  
当園は、ご本人（保護者）の事前の同意がある場合等、個人情報保護法その他の法令により認められる場合を除き、個人情報を第三者に提供しません。

4. 個人情報の保護・管理  
当園は、取得した個人情報について、内容の正確性の確保に努めると共に、適切に管理し、個人情報の漏洩、滅失、毀損等のないよう適切に取り扱います。

5. 利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等の求め  
個人情報について、開示、訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者提供の停止または利用目的の通知等をご希望の場合、以下に記載する担当窓口までお問合せください。合理的な範囲内で速やかに対応させていただきます。ご本人（保護者）からのお求めであることを確認したうえで必要な調査をし、お求めに理由があれば法令に従い適切に利用停止等の必要な処置をとります。

6. お問合せ先  
個人情報の開示等をご希望される場合、又はその他個人情報に関する苦情、ご質問、ご意見等がございます場合には、以下の連絡先までお問合せください。

住 所 静岡県浜松市浜名区都田町 6497 番地の 1 みどりのもり都田 事務室内  
電話番号 053-428-3208  
F A X 053-428-3980  
休業日 祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）の休園日

7. 継続的改善  
当園は、個人情報の取扱いに関する運用情報を適宜見直し、継続的な改善に努めるものとし、必要に応じて「プライバシーポリシー」を変更することがあります。

【資料1】避難情報発令時の対応について

みどりのもり都田（以下「当園」という）は「浜名区・都田地区」に所在しています。  
当園において、予想される災害等は「外水氾濫」「土砂災害」です。

外水氾濫 川の水が堤防から溢れる、又は川の堤防が破堤した場合に起こる洪水  
※都田川の洪水浸水想定区域の当園周辺の道路が所在しています。  
予想される浸水の深さは3.0m～5.0m未満です。

土砂災害 ※土砂災害計画区域/土砂災害特別警戒区域の一部に所在しています。

これを踏まえて、当園では、次の通りに対応します。

浜名区・都田地区に【外水氾濫】または【土砂災害】による避難情報が発令された場合

開園前	発令された警戒レベル	対応
午前6時時点	警戒レベル4・5	臨時休園
	警戒レベル3	家庭での保育をお願いします ※状況に応じて臨時休園
開園中	発令された警戒レベル	対応
登園前 登園中	警戒レベル3以上	登園を見合わせて、命を守る行動をとりますよう。
登園後 (保育中)	警戒レベル3以上	安全を確保し、避難開始等の必要な対応をとります。安全を確保し、状況に応じて、速やかにお迎えをお願いします。引き渡し完了後は臨時休園とします。

浜名区・都田地区に発令されていた避難情報が解除された場合

- ・当日の午前11時までに解除された場合は、施設の安全確認と職員体制を整え、速やかに保育を行います。
- ・午前11時までに解除されない場合や施設に大きな被害があった場合、施設周辺の交通遮断等により職員が出勤できない場合等、状況に応じて臨時休園や家庭での保育をお願いする場合があります。

その他臨時的な対応を行う場合

- ・災害の規模、発生時刻、災害内容、今後の見通し等によっては、臨時的な対応を行う場合があります。
- ・臨時的な対応を行う場合や、その他さまざまな対応等のお知らせ、情報の共有は保育ICTソフト「コドモン」にて行います。